

目次

第一章（略）

第二章 特定目的会社制度

第一節 届出（第四条—第三十三条）

第二節 特定目的会社（第三十四条—第八十九条）

第三節 業務（第九十条—第九十九条）

第四節 監督（第一百条—第一百二条）

第三章 特定目的信託制度

第一節 総則（第一百三条）

第二節 届出（第一百四条—第一百五条）

第三節 特定目的信託（第一百六条—第一百七条）

第四章 雑則（第一百二十八条—第一百三十八条）

附則

（定義）

第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」、「特定社債」、「特定短期社債」、「優先出資証券」、「特定社債券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定資本金の額」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定出資信託」、「募集特定社債」、「特定譲渡人」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第十六条第二項第四号、第二十六条、第三十三条第一項及び第二項、第一百三十二条第一項、第二百八条第一項、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条第一項に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員、特定社債、特定短期社債、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定資本金の額、優先出資社員、信託会社等、特定出資信託、募集特定社債、特定譲渡人、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

目次

第一章（略）

第二章 特定目的会社制度

第一節 届出（第四条—第三十条）

第二節 特定目的会社（第三十一条—第三十六条）

第三節 業務（第三十七条—第四十六条）

第四節 監督（第四十七条—第四十九条）

第三章 特定目的信託制度

第一節 総則（第五十条）

第二節 届出（第五十一条—第六十二条）

第三節 特定目的信託（第六十三条—第七十三条）

第四章 雑則（第七十四条—第七十五条）

附則

（定義）

第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」、「特定社債」、「特定短期社債」、「優先出資証券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定資本金の額」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定出資信託」、「募集特定社債」、「特定譲渡人」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条、第六条、第十八条、第二十六条、第三十一条の二、第五十条の三、第六十二条、第六十三条又は第六十五条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員、特定社債、特定短期社債、優先出資証券、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定社員、特定持分、特定資本金、優先出資社員、信託会社等、特定持分信託、特定譲渡人、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

(業務開始届出)

第四条 法第四條第一項の規定による届出（以下「業務開始届出」という。）を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第一号により作成した同条第二項に規定する届出書（以下「業務開始届出書」という。）に、その副本一通及び同条第三項各号に掲げる書類一部（同項第二号に掲げる資産流動化計画については、二部）を添付して、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第四條第四項の規定により資産流動化計画を業務開始届出書に添付する場合にあっては、当該業務開始届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。

(重要使用人の範囲)

第五条 令第二条及び第四十六條に規定する内閣府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、特定目的会社の業務に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けた者とする。

(業務開始届出書等のその他の記載事項)

第六条 法第四條第二項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主要な特定社員（特定資本金の額の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。以下同じ。）の名義をもって保有している者をいう。第二十七條において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二 取締役及び監査役が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該取締役及び監査役の氏名並びに当該他の法人の名称及び業務の種類又は当該事業の種類

(業務開始届出書等に添付すべき書類)

第七条 法第四條第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。

一・二 (略)

三 特定資産の譲受けに係る業務の委託契約（第十八條第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。）

2 (略)

(業務開始届出)

第四条 法第三條第一項の規定による届出（以下「業務開始届出」という。）を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第一号により作成した同条第二項に規定する届出書（以下「業務開始届出書」という。）に、その副本一通及び同条第三項各号に掲げる書類一部（同項第二号に掲げる資産流動化計画については、二部）を添付して、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第三條第四項の規定により資産流動化計画を業務開始届出書に添付する場合にあっては、当該業務開始届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。

(重要使用人の範囲)

第五条 令第二条及び第二十三條に規定する内閣府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、特定目的会社の業務に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けた者とする。

(業務開始届出書等のその他の記載事項)

第六条 法第三條第二項第五号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主要な特定社員（特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。以下同じ。）の名義をもって保有している者をいう。第二十四條において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の名称及び業務の種類又は当該事業の種類

(業務開始届出書等に添付すべき書類)

第七条 法第三條第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。

一・二 (略)

三 特定資産の譲受けに係る業務の委託契約（第十六條第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。）

2 (略)

第八条 法第四條第三項第四号（法第十一條第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第二〇二条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定する場合は、当該信託に係る契約書案

二 法第二〇二条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（第十八条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案）

2 特定目的会社は、業務開始届出又は法第十一條第一項の規定による届出（以下第二十三條及び第三十二條において「新計画届出」という。）に際し、前項第一号又は第二号括弧書に掲げる書類を提出したときは、同項第一号に規定する信託を設定し、又は同項第二号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託又は契約に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

第九条 法第四條第三項第六号（法第十一條第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 特定目的会社の登記事項証明書（以下第二十七條及び第三十三條において「登記事項証明書」という。）

二 役員（法第六十八條第一項に規定する役員をいう。以下同じ。）及び令第二条に規定する使用人（以下「重要使用人」という。）の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書、当該役員が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面

三 取締役、監査役及び重要使用人が法第七十條第一項第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）

四 別紙様式第三号により作成した役員及び重要使用人の履歴書（会計参与設置会社（法第四條第二項第四号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）であつて会計参与が法人であるときは、別紙様式第四号により作成した当該会計参与の沿革を記載した書面）

五 別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十條第一項第四号から第十号までに該当しないことを誓約する書面

六 会計参与設置会社であるときは、会計参与が法第七十一條第一項に該当する旨を証する書面又はその写し

七 会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一

第八条 法第三條第三項第四号（法第十一條第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第四〇四條第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定する場合は、当該信託に係る契約書案

二 法第四〇四條第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（第十六條第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案）

2 特定目的会社は、業務開始届出又は法第十一條第一項の規定による届出（第二十一條及び第二十九條において「新計画届出」という。）に際し、前項第一号又は第二号括弧書に掲げる書類を提出したときは、同項第一号に規定する信託を設定し、又は同項第二号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託又は契約に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

第九条 法第三條第三項第六号（法第十一條第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 特定目的会社の登記事項証明書

二 役員及び令第二条に規定する使用人（以下「重要使用人」という。）の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面

三 役員及び重要使用人が法第六十六條第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）

四 別紙様式第三号により作成した役員及び重要使用人の履歴書

五 別紙様式第四号により作成した役員及び重要使用人が法第六十六條第三号から第九号までに該当しないことを誓約する書面

（新設）

（新設）

条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三
条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資
本金の額の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有してい
る者をいう。第二十七条において同じ。）の株主の名簿

九（略）

（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録）

第十條 法第四條第四項（法第九條第四項及び第十一條第五項において準用する場合を含む。
）の規定により添付することができる電磁的記録及び第七條第二項に規定する内閣府令で定
める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格
（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートル
フレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3（略）

（業務開始届出書の受理）

第十一條 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資
産流動化計画（資産流動化計画が前条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該
電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第三十二條第三項において同じ。）の一部に受
理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しな
ければならない。

第十二條（略）

（優先出資に係る発行及び消却に関する事項）

第十三條 法第五條第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

一五（略）

六 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等（証券取引法（
昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私
募をいう。以下同じ。）の方法

七（略）

八 法第三十九條第二項に規定する募集優先出資の発行に関する事項その他各発行ごとの発
行条件に関する事項

九 優先出資の消却又は併合に関する事項として次に掲げる事項

六 別紙様式第五号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資
本金の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有している者を
いう。第二十四条において同じ。）の株主又は社員の名簿

七（略）

（業務開始届出等に添付すべき電磁的記録）

第九條の二 法第三條第四項（法第九條第四項及び第十一條第五項において準用する場合を含
む。）及び第七條第二項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二
十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」と
いう。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当
する構造の磁気ディスクとする。

2・3（略）

（業務開始届出書の受理）

第十條 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資
産流動化計画（資産流動化計画が第九條の二に定める電磁的記録をもって提出されたときは、
当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第二十九條第三項において同じ。）一部
に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付し
なければならない。

第十一條（略）

（優先出資に係る発行及び消却に関する事項）

第十二條 法第五條第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

一五（略）

六 各発行ごとの種類別の発行口数、発行価額及び募集等（証券取引法（昭和二十三年法律
第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同
じ。）の方法

七（略）

八 法第三十八條の二第一項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する
事項その他の各発行ごとの発行条件に関する事項

九 優先出資の消却又は併合に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第四十七條第二項の規定による優先出資の消却（以下この号において「利益消却」という。）を予定する場合は、その旨及び利益消却に関する事項

ロ 法第一百十條の規定による優先資本金の額の減少に係る優先出資の消却（以下この号において「簡易減資消却」という。）を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却に関する事項

ハ 法第五十九條の規定による手続を経て行う優先出資の消却（以下この条及び第二十一条において「仮清算消却」という。）を予定する場合は、仮清算消却に関する事項

二 (略)

十 優先資本金の額の減少に関する事項として次に掲げる事項

イ 優先資本金の額の減少を禁止する場合は、その旨

ロ 法第一百十條の規定により優先資本金の額の減少を行うことを予定する場合は、その旨及び同条第一項各号に掲げる事項

十一 (略)

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十四條 法第五條第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 募集特定社債の総額（発行予定残高の上限をいう。以下この条において同じ。）

三 募集特定社債の内容

四 (略)

五 各募集特定社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法（転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。）、利率及び募集等の方法

六 (略)

七 特定社債に係る信用補完又は流動性補完（特定資産の管理及び処分の状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。次条及び第十六條において同じ。）の概要

八 元本の償還及び利息支払の方法及び期限に関する事項

九 (略)

十 法第二百二十六條本文に規定する特定社債管理者又は特定社債に物上担保を付す場合における担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の商号

イ 法第四十八條第二項の規定による優先出資の消却（以下この号において「利益消却」という。）を予定する場合は、その旨及び利益消却に関する事項

ロ 法第一百十八條の九の規定による優先資本の減少に係る優先出資の消却（以下この号において「簡易減資消却」という。）を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却に関する事項

ハ 法第十九條の規定による手続を経て行う優先出資の消却（以下この条及び第十九条において「仮清算消却」という。）を予定する場合は、仮清算消却に関する事項

二 (略)

十 単位未満優先出資に関する事項として次に掲げる事項

イ 利益の配当又は法第二百二條第一項に規定する金銭の分配を行う場合は、その旨

ロ 単位未満優先出資証券の発行に関する事項

ハ その他単位未満優先出資に関する事項

十一 優先資本の減少に関する事項として次に掲げる事項

イ 優先資本の減少を禁止する場合は、その旨

ロ 法第一百十八條の九の規定により優先資本の減少を行うことを予定する場合は、その旨及び同条第一項各号に掲げる事項

十二 (略)

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十三條 法第五條第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定社債の総額（発行予定残高の上限をいう。以下この条において同じ。）

三 特定社債の内容

四 (略)

五 各発行ごとの発行価額（転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。）、利率及び募集等の方法

六 (略)

七 特定社債に係る信用補完又は流動性補完（特定資産の管理及び処分の状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。次条及び第十四條において同じ。）の概要

八 元本の償還及び利息の支払の方法及び期限に関する事項

九 (略)

十 法第九條本文に規定する特定社債管理会社又は特定社債に物上担保を付す場合における担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の商号

十一 法第百二十六条の規定による委託に係る契約において法に規定する特定社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

十二 法第百二十七条第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項に規定する事由

十三 法第百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十四 (略)

十五 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ホ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ヘ 新優先出資引受権付特定社債について、法第百三十九条第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ニ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十三 法第百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十四 (略)

十五 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ホ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ヘ 新優先出資引受権付特定社債について、法第百三十九条第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ニ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十三 法第百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十四 (略)

十五 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

(新設)

(新設)

十一 法第百十二条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十二 (略)

十三 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第百十三条の二第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ホ 法第百十三条の二第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ヘ 新優先出資引受権付特定社債について、法第百十三条の四第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ニ 法第百十三条の二第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十三 法第百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十四 (略)

十五 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

イ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ホ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ヘ 新優先出資引受権付特定社債について、法第百三十九条第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

ニ 法第百三十一条第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十三 法第百二十八条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十四 (略)

十五 転換特定社債に関する事項として次に掲げる事項

必要な事項の概要、同項第八号又は法第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。第百八条及び第百二十七条において同じ。）であるときは、法第四十条第一項第八号又は第百二十二条第一項第十八号の規定により鑑定評価を行った者を含む。）の氏名又は名称及び当該調査に係る資格を含む。）

五・六（略）

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ・ロ（略）

ハ 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1)（略）

(2) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又は法第百三十条第二項の規定により担保が付された特定社債であること。

(3)（略）

八（略）

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者（同条第三項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び法第百二十六条に規定する特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に関する事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

四（略）

第二十条（略）

に必要な事項の概要、同項第九号又は法第百十条第二項第十四号に規定する特定資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。第五十五条及び第七十三条において同じ。）であるときは、法第三十八条第二項第九号又は第百十条第二項第十四号の規定により鑑定評価を行った者を含む。）の氏名又は名称及び当該調査に係る資格を含む。）

五・六（略）

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ・ロ（略）

ハ 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1)（略）

(2) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又は法第百十三条第三項の規定により担保が付された特定社債であること。

(3)（略）

八（略）

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 法第百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者（同条第三項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び法第百九条に規定する特定社債管理会社（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に関する事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

四（略）

第十八条（略）

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 優先出資又は特定社債について、少数数私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第二号ロに該当するものをいう。第百十二条において同じ。)を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を提供する旨

四 (略)

五 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行つている場合であつて、法第百五十一条第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第百五十二条第一項の計画変更決議は、法第百五十五条第四項(法第百五十六条第三項及び第百五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第百五十一条第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法

七 法第百五十一条第二号に規定する第二種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨及び仮清算消却の完了時において残存する財産を処理する方法

八 (略)

九 法第百九十五条に規定する附帯業務に関する事項

十・十二 (略)

(削る)

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二條 (略)

2 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する記載又は

(その他資産流動化計画記載事項)

第十九条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 優先出資又は特定社債について、少数数私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第二号ロに該当するものをいう。第五十九条において同じ。)を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を優先出資申込証又は特定社債申込証に添付する旨

四 (略)

五 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行つている場合であつて、法第百十八条の二第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第百十八条の三第一項の計画変更決議は、法第百十八条の五の二第四項(法第百十八条の六第三項及び法第百十八条の七第二項において準用する場合を含む。)に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第百五十条第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法

七 法第百五十条第二号に規定する第二種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨及び仮清算消却の完了時において残存する財産を処理する方法

八 (略)

九 法第百四十二条に規定する附帯業務に関する事項

十・十二 (略)

(電磁的記録)

第十九条の二 法第五条第三項(法第十八条第四項、第三十二条第二項、第四十四条第二項、第四十八条の三第二項、第八十五条第二項(法第百九十九条第二項において準用する場合を含む。))及び第百二十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(業務開始届出等に係る特例)

第二十條 (略)

2 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する記載又は

記録の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 第十三条第二号から第十三号までに掲げる事項（同条第十二号及び第十三号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 二 第五条第一項第二号二(1)から(6)までに掲げる事項及び第十四条第二号から第十九号までに掲げる事項（同条第十八号及び第十九号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 三 第十五条第二号から第十二号までに掲げる事項（同条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 四 第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項（同条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 三 第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する法第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。

（追加届出）

第二十三条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第三号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本
- 二 法第二百条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約書の副本又は謄本
- 三 次に掲げるいずれかの資料

イ（略）

- ロ 資産流動化計画が第二百二十八条に定める電磁的記録をもって作成されているときにおける当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面
- ハ 資産流動化計画が第二百二十八条に定める電磁的記録をもって作成されているときにおける当該電磁的記録

四 第十一条の規定により還付された業務開始届出書の副本の写し又は第三十二条第三項の規定により還付された同条第一項に規定する新計画届出書の副本の写し

2 (略)

記録の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 第十二条第二号から第十四号までに掲げる事項（同条第十三号及び第十四号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 二 第五条第一項第二号二(1)から(6)までに掲げる事項及び第十三条第二号から第十七号までに掲げる事項（同条第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 三 第十三条の二第二号から第十二号までに掲げる事項（同条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 四 第十四条第二号から第十一号までに掲げる事項（同条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）
- 三 第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する法第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。

（追加届出）

第二十一条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第六号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第三号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 法第四百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本
- 二 法第四百四十四条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約書の副本又は謄本
- 三 次に掲げるいずれかの資料

イ（略）

- ロ 資産流動化計画が第十九条の二に定める電磁的記録をもって作成されているときにおける当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面
- ハ 資産流動化計画が第十九条の二に定める電磁的記録をもって作成されているときにおける当該電磁的記録（第九条の二に定める電磁的記録に限る。）

四 第十条の規定により還付された業務開始届出書の副本の写し又は第二十九条第三項の規定により還付された同条第一項に規定する新計画届出書の副本の写し

2 (略)

(特定目的会社名簿の縦覧)

第二十四条 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長(第二十八条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長)は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(特定目的会社名簿への記載事項)

第二十五条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条各号に掲げる事項

二 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所

(変更届出等の提出期間)

第二十六条 法第九条第一項に規定する内閣府令で定める期間(以下この条において「変更届出期間」という。)は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項(第十五条第四号、第六号、第七号及び第九号並びに第十六条第四号から第六号まで及び同条第八号並びに第十八条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。)の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から一箇月を経過する日までの期間とする。

一・五 (略)

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(法第四条第二項各号(第四号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行おうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書(以下この条及び次条において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(特定目的会社名簿の縦覧)

第二十二條 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長(第二十五条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があったときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長)は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(新設)

(変更届出等の提出期間)

第二十三條 法第九条第一項に規定する内閣府令で定める期間(以下この条において「変更届出期間」という。)は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項(第十三条の二第四号、第六号、第七号及び第九号並びに第十四条第四号から第六号まで及び同条第八号並びに第十六条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。)の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から一月を経過する日までの期間とする。

一・五 (略)

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十四條 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(法第三条第二項各号(第四号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行おうとするときは、別紙様式第七号により作成した法第九条第二項に規定する届出書(以下この条及び次条において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があった場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となった者に係る第九條第二号から第五号までに掲げる書面

四 会計参与に変更があった場合 新たに会計参与となった者に係る第九條第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

五 主要な特定社員に変更があった場合 別紙様式第七号により作成した特定社員の名簿及び親会社の株主の名簿

六 取締役又は監査役が新たに他の法人の常務に従事し、又は事業を営むこととなった場合 当該取締役又は監査役の氏名並びに当該他の法人の名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面

2 (略)

3 前項の場合(法第四條第二項第一号(法第十一條第五項において準用する場合を含む。))に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合を除く。において、管轄財務局長は、当該届出に係る法第九條第五項第一号及び第二号に規定する事項を特定目的会社名簿に登載するものとする。

(管轄の移管)

第二十八條 管轄財務局長は、法第九條第一項の規定による届出があつた場合(法第四條第二項第二号(法第十一條第五項において準用する場合を含む。))に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合に限る。は、変更届出書、特定目的会社名簿のうち当該特定目的会社に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の主たる営業所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項において同じ。)に送付するものとする。

2 (略)

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九條 特定目的会社は、法第九條第一項の規定による届出(資産流動化計画の変更に係るものに限る。)を行おうとするときは、別紙様式第十号により作成した同條第二項に規定する届出書(以下この条において「資産流動化計画変更届出書」という。)に、その副本一通及び同條第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第九條第四項において準用する法第四條第四項の規定により変更後の資産流動化計画を資産流動化計画変更届出書に添付する場合にあつては、当該資産流動化計画変更届出書に添付する変更後の資産流動化計画の部数は、一部と

三 役員又は重要使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要使用人となった者に係る第九條第二号から第五号までに掲げる書面
(新設)

四 主要な特定社員に変更があつた場合 別紙様式第五号により作成した特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿

五 役員が新たに他の法人の常務に従事し、又は事業を営むこととなった場合 当該役員の氏名並びに当該他の法人の名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面

2 (略)

3 前項の場合(法第三條第二項第二号(法第十一條第五項において準用する場合を含む。))に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合を除く。において、管轄財務局長は、当該届出に係る法第九條第五項第一号及び第二号に規定する事項を特定目的会社名簿に登載するものとする。

(管轄の移管)

第二十五條 管轄財務局長は、法第九條第一項の規定による届出があつた場合(法第三條第二項第二号(法第十一條第五項において準用する場合を含む。))に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合に限る。は、変更届出書、特定目的会社名簿のうち当該特定目的会社に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の主たる営業所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項において同じ。)に送付するものとする。

2 (略)

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十六條 特定目的会社は、法第九條第一項の規定による届出(資産流動化計画の変更に係るものに限る。)を行おうとするときは、別紙様式第八号により作成した同條第二項に規定する届出書(以下この条において「資産流動化計画変更届出書」という。)に、その副本一通及び同條第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第九條第四項において準用する法第三條第四項の規定により変更後の資産流動化計画を資産流動化計画変更届出書に添付する場合にあつては、当該資産流動化計画変更届出書に添付する変更後の資産流動化計画の部数は、一部と

する。

3 特定目的会社は、第十八条第五号に掲げる事項を変更した場合は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

4 特定目的会社は、第十八条第七号ハにおいて、同条第二号から第四号までに掲げる事項の内容が確定していない場合、当該内容を確定する際に締結した第七条第一項に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

5 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画（変更後の資産流動化計画が第十条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

（資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第三十条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している特定目的会社にあつては、特定社債権者集会（二以上の異なる種類の特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している場合は、各種類ごとの特定社債権者集会を含む。）の議事録の謄本

ハ 特定短期社債を発行している特定目的会社にあつては、法第百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

ニ 特定約束手形を発行している特定目的会社にあつては、法第百五十六条第三項において準用する法第百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

ホ 特定目的借入れを行っている特定目的会社にあつては、法第百五十七条第二項において準用する法第百五十五条第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

二 法第百五十一条第三項（同項第一号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第七十九条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第七十九条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因となる

する。

3 特定目的会社は、第十六条第五号に掲げる事項を変更した場合は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

4 特定目的会社は、第十六条第七号ハにおいて、同条第二号から第四号までに掲げる事項の内容が確定していない場合、当該内容を確定する際に締結した第七条第一項に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

5 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画（変更後の資産流動化計画が第九条の二に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

（資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類）

第二十七条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している特定目的会社にあつては、特定社債権者集会（数種の特定社債（特定短期社債を除く。）を発行している場合は、各種類ごとの特定社債権者集会を含む。）の議事録の謄本

ハ 特定短期社債を発行している特定目的会社にあつては、法第百十八条の五の二第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

ニ 特定約束手形を発行している特定目的会社にあつては、法第百十八条の六第三項において準用する法第百十八条の五の二第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

ホ 特定目的借入れを行っている特定目的会社にあつては、法第百十八条の七第二項において準用する法第百十八条の五の二第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

二 法第百十八条の二第三項（同項第一号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第三十五条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第三十五条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因となる

決議を行った社員総会の議事録の謄本

ハ 当該変更の内容が第七十九条第一項第三号に該当する場合は、資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入に係る債務の履行を完了したことを証する書面

三 法第百五十一条第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 同号に規定する承諾があったことを証する書面及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

四 法第百五十一条第三項（同項第三号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 第七十九条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があったことを証する書面

ロ 第七十九条第二項第二号に掲げる場合は、資産流動化計画に記載され、又は記録された要件を充足し、かつ、資産流動化計画に記載され、又は記録された手続を経たことを証する書面

（業務終了届出）

第三十一条 法第十条第一項の規定による届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第十一号により作成した届出書（以下「業務終了届出書」という。）に、その副本一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

（新計画届出）

第三十二条 新計画届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第一号により作成した届出書（以下この条において「新計画届出書」という。）に、その副本一通、法第十一条第三項に規定する書類（法第百五十九条第一項の規定により社員総会の承認を受けた貸借対照表を含む。）一部、法第十一条第五項において準用する法第四条第三項第二号から第六号までに掲げる書類一部（資産流動化計画については、二部）及び前条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第十一条第五項において準用する法第四条第四項の規定により資産流動化計画を新計画届出書に添付する場合にあつては、当該新計画届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。

3 (略)

（廃業届出）

決議を行った社員総会の議事録の謄本

ハ 当該変更の内容が第三十五条第一項第三号に該当する場合は、資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入に係る債務の履行を完了したことを証する書面

三 法第百十八条の二第三項（同項第二号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 同号に規定する承諾があったことを証する書面及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

四 法第百十八条の二第三項（同項第三号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 第三十五条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する同意があったことを証する書面

ロ 第三十五条第二項第二号に掲げる場合は、資産流動化計画に記載され、又は記録された要件を充足し、かつ、資産流動化計画に記載され、又は記録された手続を経たことを証する書面

（業務終了届出）

第二十八条 法第十条第一項の規定による届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した届出書（以下「業務終了届出書」という。）に、その副本一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

（新計画届出）

第二十九条 新計画届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第一号により作成した届出書（以下この条において「新計画届出書」という。）に、その副本一通、法第十一条第三項に規定する書類（法第百十九条第一項の規定により社員総会の承認を受けた貸借対照表を含む。）一部、法第十一条第五項において準用する法第三条第三項第二号から第六号までに掲げる書類一部（資産流動化計画については、二部）及び前条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が法第十一条第五項において準用する法第三条第四項の規定により資産流動化計画を新計画届出書に添付する場合にあつては、当該新計画届出書に添付する資産流動化計画の部数は、一部とする。

3 (略)

（廃業届出）

第三十三条 法第十二条第一項の規定による届出を行おうとする者は、別紙様式第十二号により作成した届出書に、資産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類一部、第三十一条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

第三十条 法第十二条第一項の規定による届出を行おうとする者は、別紙様式第十号により作成した届出書に、資産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類一部、第二十八条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(署名に代わる措置)

第三十条の二 法第十八条第五項(法第三十八条第七項、第一百十三条の二の五第四項及び第一百十三条の四の七第三項において準用する場合を含む。)、に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名とする。

(貸借対照表等の事項の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項)

第三十条の三 法第二十四条第二項第六号に規定する事項は、法第九十五条第六項又は第九十九条第五項(法第百十九条第二項及び第百三十条第一項において準用する場合を含む。)、に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十三条の九において同じ。)、のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、事項の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該事項を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録することができるものとする。

(電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第三十条の四 令第三条の二第一項(令第七条の二、第七条の八、第八条の四、第八条の七、第九条の三、第十一条の八第二項、第十四条の二、第十五条の二及び第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第三条の三第一項(令第三条の五第二項、第三条の六第一項、第七条の六、第九条の二、第十六条の二及び第二十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三条の四第一項(令第三条の五第一項及び第三条の六第二項において準用する場合を含む。)、第三条の七第一項(令第三条の七第三項、第四条の五、第六条の二及び第十一条の八第一項において準用する場合を含む。)、第四条の四第一項(令第十一条の四及び第五十三条の二において準用する場合を含む。)、第七条の四第一項(令第七条の五において準用する場合を含む。)、第七条の十一第一項、第八条の三第一項(令第十一条の八第三項において準用する場合を含む。)、第八条の五、第十一条の六第一項、第十一条の七

(削る)

第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(令第十四条の三、第十五条の五及び第十六条の三において準用する場合を含む。)、及び第十三条の二第一項(令第十四条の四において準用する場合を含む。))により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(電磁的方法)

第三十条の五 法第二十九条第四項(法第五十四条第四項(法第三百三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条第五項(法第三百三十条第一項において準用する場合を含む。)、第四百四条第三項(法第三百三十条第一項において準用する場合を含む。)、第四百十八條の四第四項、第四百十八條の五の二第五項及び第四百十八條の六第三項において準用する場合を含む。))及び第四百十三條の二の二第二項(法第三百十三條の四の二第二項、第四百十八條の二第五項及び第四百十八條の七第二項において準用する場合を含む。))に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 第十九條の二に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(電磁的方法の規定の準用)

第三十条の六 前条の規定は、法第三十六条、第四十四条第三項、第四十八条の五及び第三百十三條第一項において商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四條第二項の規定を準用する場合並びに法第三十六条及び第四十四条第三項において商法第二百二十四條第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

(設立費用)

第三十四条 法第十六条第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 定款に係る印紙税
- 二 設立時発行特定出資と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等(法第十九條第二項に規定する銀行等をいう。))に支払うべき手数料及び報酬
- 三 法第十八條第二項において準用する会社法第三十三條第三項の規定により決定された検

査役の報酬

四 特定目的会社の設立の登記の登録免許税

(銀行等)

第三十五条 法第十九条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 商工組合中央金庫
- 二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号、第八十条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫又は労働金庫連合会
- 七 農林中央金庫

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第三十六条 法第九十七条第一項並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 特定目的会社が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 請求対象者(次に掲げる者のうち、法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項、第四百四十七条第二項及び第四百七十四条第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。)の責任又は義務の有無に

(新設)

(新設)

(新設)

ついでに判断

イ 発起人

ロ 設立時取締役

ハ 役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。）

ニ 清算人

ホ 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う募集特定出資の引受人

ヘ 法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う募集優先出資の引受人

ト 法第二百十条第三項の利益の供与を受けた者

チ 法第三百三十八条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項（第一号の部分に係る部分に限る。）の義務を負う転換特定社債の引受人

リ 法第四百四十七条第二項において準用する会社法第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う新優先出資引受権付特定社債の引受人

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（特定出資信託）

第三十八条 法第二十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十三条第三項において読み替えて準用する法第三十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所（特定出資信託が特定目的信託である場合を除く。）

三 信託管理人（特定出資信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所

四 信託の目的（特定出資信託が特定目的信託である場合は、その旨）

五 信託財産である特定出資の管理の方法

六・七 （略）

（特定社員名簿記載事項の記載等の請求）

第三十九条 法第三十条第二項において準用する会社法第三百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（特定持分信託）

第三十一条 法第三十一条の二第三項において読み替えて準用する法第三十条に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所（特定持分信託が特定目的信託である場合を除く。）

三 信託管理人（特定持分信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所

四 信託の目的（特定持分信託が特定目的信託である場合は、その旨）

五 信託財産である特定持分の管理の方法

六・七 （略）

（新設）

一 特定出資取得者（法第三十一条第二項に規定する特定出資取得者をいう。この条及び次条において同じ。）が特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十条第二項において準用する会社法第百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 特定出資取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 特定出資取得者が指定買取人（法第三十一条第七項に規定する指定買取人をいう。第四十一条において同じ。）である場合において、譲渡等承認請求者（法第三十一条第六項に規定する譲渡等承認請求者をいう。第四十一条において同じ。）に対して売買代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 特定出資取得者が一般承継により当該特定目的会社の特定出資を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

五 特定出資取得者が当該特定目的会社の特定出資を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（特定出資取得者からの承認の請求）

第四十条 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定出資取得者が特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 特定出資取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 特定出資取得者が当該特定目的会社の特定出資を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（承認したものとみなされる場合）

第四十一条 法第三十一条第九項において準用する会社法第百四十五条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 指定買取人が法第三十一条第六項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に法第三十一条第八項において準用する会

（新設）

（新設）

社法第百四十二条第一項の規定による通知をした場合において、当該期間内に譲渡等承認請求者に対して同条第二項の書面を交付しなかつたとき。

二 譲渡等承認請求者が当該指定買取人との間の特定出資に係る売買契約を解除した場合

（特定出資信託に係る特定社員名簿記載事項の記載等の請求）

第四十二条 法第三十三条第三項において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、法第三十三条第一項の規定により特定出資の信託の受託者が特定出資に信託が設定されたことを証する書面その他の資料を提供して請求をした場合とする。

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十三条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資本金の額

二 法第三十一条第九項において準用する会社法第百四十五条第一号に規定する定款の定めがあるときは、その規定

三 特定社員名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

四 定款に定められた事項（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該特定目的会社に対して募集特定出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第四十四条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第四項又は法第四十条第四項若しくは第百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対して各項に規定する事項を提供している場合とする。

一 当該特定目的会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 当該特定目的会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

（出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役等）

第四十五条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号に規定す

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

る内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 現物出資財産（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。以下この条において同じ。）の価額の決定に関する職務を行った取締役

二 取締役の過半数をもって現物出資財産の価額を決定したときは、当該決定に同意した取締役

三 現物出資財産の価額の決定に関する社員総会の決議があつたときは、当該社員総会において当該現物出資財産の価額に関する事項について説明をした取締役

2 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三條第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 社員総会に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 前号の議案の決定に同意した取締役

〔募集優先出資の申込みをしようとする者に対する特定短期社債等に係る通知すべき事項〕

第四十六条 法第四十条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項のうち特定短期社債に係るもの及び法第二百二十二條第一項第二十号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五條第二号から第九号までに掲げる事項とする。

2 法第四十条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項のうち特定約束手形に係るもの及び法第二百二十二條第一項第二十一号に規定する内閣府令で定める事項は、第十六條第二号から第八号までに掲げる事項とする。

3 法第四十条第一項第六号及び第二百二十二條第一項第二十二号に規定する内閣府令で定める事項は、第十七條第二号及び第三号に掲げる事項とする。

4 法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的会社が発行することができる優先出資の総口数（内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する場合にあつては、特定目的会社が発行することができる優先出資の種類（ことの口数）

二 特定目的会社が内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行することとしているときは、各種類の優先出資の内容

三 優先出資社員名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

四 当該特定目的会社が法の規定により登記すべき事項（法第四十条第一項第一号から第十号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該特定目的会社に対し募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対し通知することを請求した事項

（特定資産の評価に関し専門的知識を有する者）

〔優先出資申込証等における特定短期社債等に係る記載事項〕

第三十二条 法第三十八条第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項のうち特定短期社債に係るもの及び法第一百十條第二項第十七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第二号から第九号までに掲げる事項とする。

2 法第三十八条第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項のうち特定約束手形に係るもの及び法第一百十條第二項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十四條第二号から第八号までに掲げる事項とする。

3 法第三十八条第二項第七号及び法第一百十條第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、第十五條第二号及び第三号に掲げる事項とする。

（新設）

（特定資産の評価に関し専門的知識を有する者）

第四十七条 令第十五条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、指定格付機関であって、その調査する特定資産を保有する特定目的会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のものとする。

(削る)

第三十三条 令第四条第五号に規定する内閣府令で定めるものは、指定格付機関であって、その調査する特定資産を保有する特定目的会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のものとする。

(電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續において示すべき電磁的記録の種類及び内容)

第三十三条の二 令第四条の三第一項(令第十一条の三において準用する場合を含む。)及び第十五条の四第一項により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 第十九条の二に規定する物のうち作成者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

(削る)

第三十三条の三 第三十三条の六の規定は、法第五十九条の二第二項において商法第二百三十九

条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第六十二条において商法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第六十二条及び第三百十條第一項において商法第二百四十四條第六項において準用する同法第二百六十三條第三項第二号の規定を準用する場合、法第九十四條第二項において商法第二百八十二條第二項第三号の規定を準用する場合、法第三百十三條第一項において商法第三百三十九條第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第二百二十七條第二項において商法第四百二十條第六項において準用する同法第二百八十二條第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(電磁的記録の規定の準用)

第三十三条の四 第十九条の二の規定は、法第六十二条及び第三百三十條第一項において商法第二百四十四條第四項において準用する同法第三百十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第三百十三條第一項において商法第三百十七條第二項及び同法第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(署名に代わる措置の規定の準用)

第三十三条の五 第三十条の二の規定は、法第六十二条及び第三百三十條第一項において商法第二百四十四條第四項において準用する同法第三百十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第三百十三條第一項において商法第三百三十九條第四項において準用する同法第三百十三條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第一百六條第三項において有会社法(昭和十三年法律第七十四号)第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第八項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第三十三条の六 法第六十三条第五項第二号、第七十条第二項第三号(法第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第七十条第三項第二号(法第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第九十一条第一項第二号(法第一百九条第二項において準用する場合を含む。)、及び第百四条第一項第二号(法第三十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(削る)

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
第三十三条の七 法第七十条第四号(法第三十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第三十条の五第一項各号に掲げるものうち、特定目的会社が定めるものとする。

(削る)

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法の準用)
第三十三条の八 前条の規定は、法第九十四条第二項において商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合及び法第二百二十七条第二項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(貸借対照表等の事項を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法)
第三十三条の九 法第九十五条第六項及び第九十九条第五項(法第一百九条第二項及び第百三十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第三十条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、特定目的会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて事項の提供を受ける者の閲覧に供し、当該事項の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

(優先出資社員名簿記載事項の記載等の請求)
第四十八条 法第四十五条第三項において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、優先出資取得者(法第四十五条第三項において読み替えて準用する会社法第百三十三条第一項に規定する優先出資取得者をいう。))が優先出資証券を提示して請求をした場合とする。

(新設)

(優先出資の消却等により一口に満たない端数を処理する場合における市場価格)

第四十九条 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する特定出資の価格とする方法とする。

- 一 当該優先出資を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額
 - イ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日(以下この号において「売却日」という。)における当該優先出資を取引する市場における最終の価格(当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)
 - ロ 売却日において当該優先出資が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該優先出資の価格

(欠損の額)

第五十条 法第六十条第三項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする。

- 一 零
- 二 零から法第九十九条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における剰余金(特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第 号)第四十七条第三項に規定する剰余金をいう。以下同じ。)を減じて得た額

(補欠の役員の選任)

第五十一条 法第六十八条第二項において準用する会社法第二百二十九条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名(会計参与である場合にあつては、氏名又は名称)
- 三 同一の役員(二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員)につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き

(新設)

(新設)

(新設)

当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

（累積投票による取締役の選任）

第五十二条 法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第五項の規定により内閣府令で定めるべき事項は、この条の定めるところによる。

2| 法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第一項の規定による請求があった場合には、取締役（社員総会の議長が存する場合にあっては議長、取締役及び議長が存しない場合にあっては当該請求をした社員）は、同項の社員総会における取締役の選任の決議に先立ち、同条第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任することを明らかにしなければならない。

3| 法第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第四項の場合において、投票の同数を得た者が二人以上存することにより同条第一項の社員総会において選任する取締役の数の取締役について投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。ことができなるときは、当該社員総会において選任する取締役の数以下の数であつて投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとする。

4| 前項に規定する場合において、法第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第三百四十二条第一項の社員総会において選任する取締役の数から前項の規定により取締役に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の取締役は、同条第三項及び第四項に規定するところによらないで、社員総会の決議により選任する。

（会計参与報告の内容）

第五十三条 法第八十六条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの

二 計算関係書類（法第二百二条第二項の規定により作成する計算書類、事業報告及び利益処分案並びにこれらの附属明細書をいう。以下この条において同じ。）のうち、取締役と会計参与が共同して作成したもの種類

三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類の作成のための基本となる事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

イ 資産の評価基準及び評価方法

ロ 固定資産の減価償却の方法

ハ 引当金の計上基準

（新設）

（新設）

二 収益及び費用の計上基準

ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法

五 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由

イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき。

ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき。

六 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由

七 会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果

八 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役と協議した主な事項

(計算書類等の備置き)

第五十四条 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により会計参与が同項第一号に掲げるものを備え置く場所(以下この条において「会計参与報告等備置場所」という。)を定める場合には、この条の定めるところによる。

2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所(会計参与が税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者であるときは、その従事する税理士事務所又は所属税理士法人の事務所)の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

3 会計参与は、会計参与報告等備置場所として会計参与設置会社の本店又は支店と異なる場所を定めなければならない。

4 会計参与は会計参与報告等備置場所を定めた場合には、遅滞なく、会計参与設置会社に対し、会計参与報告等備置場所を通知しなければならない。

(計算書類の閲覧)

第五十五条 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合とは、会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の業務時間外である場合とする。

(損失の額)

第五十六条 法第八十四条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、同項の規定により算定される額を次に掲げる額のいずれか少ない額とする方法とする。

一 零から法第八十四条第四項の規定により特定資本金の額を減少する日における剰余金の額

(新設)

(新設)

(新設)

を減じて得た額（零未満であるときは、零）

二 法第八十条第四項の規定により特定資本金の額を減少する日における特定資本金の額

2 法第九十条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、同項の規定により算定される額を次に掲げる額のいずれか少ない額とする方法とする。

一 零から法第九十条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における剰余金の額を減じて得た額（零未満であるときは、零）

二 法第九十条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における優先資本金の額

（優先資本金の額の減少）

第五十七条 法第一百条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類（法第二百六条の規定に基づき種類を異にする優先出資を発行する場合に限る。）とする。

（計算書類に関する事項）

第五十八条 法第一百一十二条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（法第三十四条第四項の最終事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第一百一十二条第二号の特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が法第一百四十五条第五項又は第六項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告（法第二百八十八条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により公告をしているときは、法第二十二條第二項第十五号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第一百四十五条第七項に規定する措置をとっている場合 法第二十二條第二項第十三号に掲げる事項

三 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

四 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

（利益の配当等に関する責任）

第五十九条 法第一百七十条に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 利益の配当又は中間配当による金銭の交付に関する職務を行った取締役

二 法第一百四十五条第二項の規定による承認に係る定時社員総会において利益処分案（法第一百

（新設）

（新設）

（新設）

条第二項に規定する利益処分案をいう。)に関する事項について説明をした取締役

三 法第百十五条第一項の規定による決定に係る金銭の分配に関する事項について説明をした取締役

四 法第百十五条第一項の規定による金銭の分配が取締役の過半数をもって決定したときは、当該決定に同意した取締役

五 利益の配当又は中間配当の額の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役

第六十条 法第百十七号第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 定時社員総会に議案を提案した取締役

二 前号の議案の決定に同意した取締役

2 法第百十七号第二号に規定する内閣府令で定めるものは、議案を提案した取締役とする。

(利益の供与に関して責任をとるべき取締役等)

第六十一条 法第百二十号第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 利益の供与(法第百二十号第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。)に関する職務を行った取締役

二 利益の供与が取締役の過半数をもって決定したときは、当該決定に同意した取締役

三 利益の供与が社員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の決定に同意した取締役

ハ 当該社員総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした取締役

(募集事項)

第六十二条 法第百二十二号第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 数回に分けて募集特定社債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額(法第百二十二号第一項第十四号に規定する払込金額をいう。)

二 法第百二十六号の規定による委託に係る契約において法に規定する特定社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

三 法第百二十七号第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四 特定社債管理者を定めたときは、その名称及び住所

五 特定社債原簿管理人(法第百二十五号において読み替えて準用する会社法第六百八十三

(新設)

(新設)

(新設)

条に規定する特定社債原簿管理人をいう。次条において同じ。)を定めるときは、その氏名又は名称及び住所

(特定社債の種類)

第六十三条 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定社債の利率
- 二 特定社債の償還の方法及び期限
- 三 利息支払の方法及び期限
- 四 特定社債券を発行するときは、その旨
- 五 特定社債権者が法第二百二十五条において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 六 特定社債管理者が特定社債権者集会の決議によらずに法第二百二十七条第四項第二号に掲げる行為をすることができるとするときは、その旨
- 七 特定社債管理者を定めるときは、その名称及び住所並びに法第二百二十六条の規定による委託に係る契約の内容
- 八 特定社債原簿管理人を定めるときは、その氏名又は名称及び住所
- 九 特定社債が担保付社債であるときは、担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

(特定社債原簿記載事項)

第六十四条 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、特定社債権者が募集特定社債と引換えにする金銭の払込みをする債務と特定目的会社に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日とする。

(閲覧権者)

第六十五条 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十四条第二項に規定する内閣府令で定める者は、特定社債発行会社(法第二百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。第七十条及び第七十四条において同じ。)の債権者及び社員とする。

(特定社債原簿記載事項の記載等の請求)

第六十六条 法第二百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定社債取得者が特定社債権者として特定社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定社債取得者の取得した特定社債に係る法第二百二十五条に

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 特定社債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 特定社債取得者が一般承継により当該特定目的会社の特定社債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 特定社債取得者が当該特定目的会社の特定社債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2) 前項の規定にかかわらず、特定社債取得者が取得した特定社債が特定社債券を発行する定めがあるものである場合には、法第二百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、特定社債取得者が特定社債券を提示して請求をした場合とする。

(特定社債管理者の資格)

第六十七条 法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者
- 二 商工組合中央金庫
- 三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会
- 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 九 農林中央金庫

(特別の関係)

第六十八条 法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百十條第二項第二号（法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百十二条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条

(新設)

(新設)

において「支配社員」という。)と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。)との関係

- 2) 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係
支配社員とその被支配法人が合せて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。

(特定社債権者集会の招集の決定事項)

第六十九條 法第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百十九條第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条の規定により特定社債権者集会参考書類(法第二百二十九條第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十一條第一項に規定する特定社債権者集会参考書類をいう。次条において同じ。)に記載すべき事項

- 二 書面による議決権の行使の期限(特定社債権者集会の日時以前の時であつて、法第二百十九條第二項において準用する会社法第七百二十條第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

- 三 法第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百十九條第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

- イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(特定社債権者集会の日時以前の時であつて、法第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百二十條第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

- ロ 法第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百二十條第二項の承諾をした特定社債権者の請求があつた時に当該特定社債権者に対して法第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百二十一條第一項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。第七十一條において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う同條

- 第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

- ハ 一の特定社債権者が同一の議案につき法第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百二十六條第一項又は第七百二十七條第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該特定社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

- 二 第七十一條第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(特定社債権者集会参考書類)

第七十條 特定社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

一 議案

二 議案が代表特定社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の氏名又は名称

ロ 候補者の略歴又は沿革

ハ 候補者が特定社債発行会社又は特定社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

2| 特定社債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、特定社債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3| 同一の特定社債権者集会に関して特定社債権者に対して提供する特定社債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、特定社債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4| 同一の特定社債権者集会に関して特定社債権者に対して提供する招集通知（法第二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第一項又は第二項の規定による通知をいう。この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、特定社債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は招集通知の内容とすることを要しない。

〔議決権行使書面〕

第七十一条 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第六十九条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第六十九条第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第二百二十九条において準用する会社法第七百九十九条に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2| 第六十九条第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第二項の承諾をした特定社債権者の請求があつた時に、当該特定社債権者に対して、法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による

（新設）

電磁的方法による提供を含む。)をしなければならない。

3| 同一の特定社債権者集会に関して特定社債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容として記載する事項がある場合には、当該事項は、特定社債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

4| 同一の特定社債権者集会に関して特定社債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、特定社債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

(書面による議決権行使の期限)

第七十二条 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第六十九条第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第七十三条 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第六十九条第三号イの行使の期限とする。

(特定社債権者集会の議事録)

第七十四条 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十一条第一項に規定による特定社債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 特定社債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録(第二百二十八条に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)をもって作成しなければならない。

3| 特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一| 特定社債権者集会が開催された日時及び場所

二| 特定社債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

三| 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十九条第一項の規定により特定社債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

四| 特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は特定社債管理者の氏名又は名称

五| 特定社債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

六| 議事録作成の職務を行った者の氏名又は名称

(特定社債に付すことができる物上担保)

第七十五条 法第三百三十条第一項において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第四條第十五項の内閣府令二定ムル物上担保は、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 担保付社債信託法第四条第二号の二までに掲げる質以外の質
- 二 譲渡担保

(通知の方法)

第七十六条 第百三十六条の規定は、法第百三十二条第二項に規定する内閣府令で定める方法について準用する。

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第百四十八条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 (略)
- 二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件
 - イ 第十八条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合 発行を予定する特定短期社債について指定格付機関(当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。以下この号において同じ。)から金融庁長官の指定する格付を取得していること。
- ロ (略)

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第七十八条 法第百五十一条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十八条第一号、第五号及び第六号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合及び第十八条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合を除く。)とする。

- 2 法第百五十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十三条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十四条第一号から第三号、第十四号及び第十五号イに掲げる事項、第十五条第一号から第三号までに掲げる事項、第十六条第一号から第三号までに掲げる事項、第十七条第一号及び第二号に掲げる事項、第十九条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第二十条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第七十九条 法第百五十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

- 一 三 (略)
- 2 法第百五十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

(新設)

(特定短期社債の発行の要件)

第三十三条の十 法第百十三条の六第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 (略)
- 二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件
 - イ 第十六条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合 発行を予定する特定短期社債について指定格付機関(当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。以下この号において同じ。)から金融庁長官の指定する格付を取得していること。
- ロ (略)

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第三十四条 法第百十八条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十六条第一号、第五号及び第六号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合及び第十六条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合を除く。)とする。

- 2 法第百十八条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十二条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十三条第一号から第三号、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十三条の二第一号から第三号までに掲げる事項、第十四条第一号から第三号までに掲げる事項、第十五条第一号及び第二号に掲げる事項、第十七条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第十八条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 法第百十八条の二第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

- 一 三 (略)
- 2 法第百十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

一・二 (略)

(特定短期社債権者の反対)

第八十条 法第百五十五条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百十八条において準用する同法第八十六条第三項の規定による書面の供託

(削る)

(純資産額)

第八十一条 法第百五十八条第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同条本文に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額をもつて特定目的会社の純資産とする方法とする。

一 法第百七条に規定する資本金の額

二 法第百十四条第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額

三 新優先出資引受権の帳簿価額

四 自己特定出資及び自己優先出資の帳簿価額の合計額

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第八十二条 法第百七十八条第四項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

一 法第百七十八条第四項において準用する会社法第五百五条第一項第一号の期間の末日（以下この項において「行使期限日」という。）における当該残余財産を取引する市場における最終の価格（当該行使期限日に売買取引がない場合又は当該行使期限日が当該市場の

る。

一・二 (略)

(特定短期社債権者の反対)

第三十五条の二 法第百十八条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百十八条において準用する同法第八十六条第五項の規定による書面の供託

(優先資本の減少)

第三十六条 法第百十八条の九第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類（法第百五十条の規定に基づき種類を異にする優先出資を発行する場合に限る。）とする。

(新設)

(新設)

休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2) 法第七十八條第四項において準用する会社法第五百六條の規定により同法第五百五條第三項後段の例によることとされる場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「第七十八條第四項において準用する会社法第五百五條第一号の期間の末日」とあるのは「残余財産の分配をする日」とする。

(決算報告)

第八十三條 法第七十九條第一項において準用する会社法第五百七條第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

四 特定出資一口当たりの分配額及び優先出資一口当たりの分配額(種類の異なる優先出資を発行している特定目的会社にあつては、各種類の優先出資一口当たりの分配額)

2) 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(債権者集会の招集の決定事項)

第八十四條 法第八十條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類(法第八十條第四項において準用する会社法第五百五十條第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。この条及び次条において同じ。)に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第八十條第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、法第八十條第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

三 法第八十條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(債権者集会の日時以前の時であつて、法第八十條第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した

(新設)

(新設)

時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

ロ 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百七十七条第一項本文に規定する協定債権者をいう。以下同じ。)の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

ハ 一の協定債権者が同一の議案につき法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六条第一項又は第五百五十七条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

ニ 第八十六条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(債権者集会参考書類)

第八十五条 債権者集会参考書類は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百十五條第三項に規定する協定債権をいう。この条及び次条において同じ。)について法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

二 議案

2| 債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項(第一項第二号に掲げる事項に限る。)のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項又は第二項の規定による通知をいう。この条及び次条において同じ。)の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第八十六条 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百八十条第四項において準用する会社

(新設)

(新設)

法第五百五十一條第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第八十四条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第八十四条第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

2| 第八十四条第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第八十条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に、当該協定債権者に対して、法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とするを要しない。

4| 同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第八十七条 法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十六条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第八十四条第二号の行使の期限とする。

（新設）

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第八十八条 法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第八十四条第三号イの行使の期限とする。

（新設）

（債権者集会の議事録）

第八十九条 法第八十条第四項において準用する会社法第五百六十一条の規定による債権者

（新設）

集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3| 債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一| 債権者集会が開催された日時及び場所
- 二| 債権者集会の議事の経過の要領及びその結果
- 三| 法第百八十条第四項において準用する会社法第百五十九条の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要
- 四| 法第百八十条第四項において準用する会社法第百六十二条の規定により債権者集会に對する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要
- 五| 債権者集会に出席した清算人の氏名
- 六| 債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七| 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第九十条 法第百九十九条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一〜六 (略)

(業務の委託)

第九十一条 法第百零三条第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一〜五 (略)

六 組合契約(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条の組合契約をいう。)

七 匿名組合契約(第九十六条第一項に規定するものに限る。)

八 合資会社の出資の持分(定款において業務執行権を有しないものとされている有限責任社員に係るものに限る。)

九 合同会社の出資の持分(定款において業務執行権を有しないものとされている社員に係るものに限る。)

十〜十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第九十二条 法第百零五条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第三十七条 法第百四十三条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一〜六 (略)

(業務の委託)

第三十八条 法第百四十四条第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一〜五 (略)

六 組合契約(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条の組合契約をいう。)

七 匿名組合契約(第四十三条第一項に規定するものに限る。)

八 合資会社の出資の持分(定款において業務執行権を有するものとされていない有限責任社員に係るものに限る。)

九 有限会社の出資の持分

十〜十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第三十九条 法第百四十九条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件

イ 第十八条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合 発行を予定する特定約束手形について指定格付機関（当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。以下この号において同じ。）から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

ロ (略)

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第九十三条 法第二百六条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(特定目的借入れの借入先)

第九十四条 法第二百十條第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(資金の借入れの制限)

第九十五条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第二十條各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるものいずれかであること。

イ〜ニ (略)

ホ 法第五十三條第三項若しくは第五十四條第五項の規定又は法第五十五條第四項

一 (略)

二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件

イ 第十六条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合 発行を予定する特定約束手形について指定格付機関（当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。以下この号において同じ。）から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

ロ (略)

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第四十条 法第五十条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特定譲渡人を行う資産対応証券の募集等についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第四十条の二 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第三十条

の二の規定は、法第五十条の四（法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第四十条の三 証券会社に関する内閣府令第三十条の三の規定は、令第二十五条の二において証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

(特定目的借入れの借入先)

第四十一条 法第五十条の六第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(資金の借入れの制限)

第四十二条 法第五十条の七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第十八條各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるものいずれかであること。

イ〜ニ (略)

ホ 法第十八條の四第三項若しくは第十八條の五第五項の規定又は法第十八條の五

〔法第百五十六条第三項及び法第百五十七条第二項において準用する場合を含む。〕の規定により、資産対応証券又は特定目的借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本金の額の減少により得られる資金をもってなされることが確定している場合に限る。）。

二・三 (略)

(資産の取得の制限の例外)

第九十六条 法第百二十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約に係る同法第二条第二項に規定する不動産取引の目的となる不動産（以下この条において「対象不動産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加することにより対象不動産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象不動産変更型契約」という。）以外のものであり、かつ、当該不動産特定共同事業契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

2 法第百二十二条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約が対象不動産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該不動産特定共同事業契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

3 法第百二十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(資産の取得の制限)

第九十七条 法第百二十二条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 合資会社の出資の持分（定款において業務執行権を有しないものとされている有限責任社員に係るものを除く。）

二 合同会社の出資の持分（定款において業務執行権を有しないものとされている社員に係るものを除く。）

三 外国の法令に準拠して設定された法第百二十二条第一項第一号から第三号までに掲げる

〔の二第四項（法第百十八条の六第三項及び法第百十八条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により、資産対応証券又は特定目的借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本金の減少により得られる資金をもってなされることが確定している場合に限る。）。

二・三 (略)

(資産の取得の制限の例外)

第四十三条 法第百五十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約に係る同法第二条第二項に規定する不動産取引の目的となる不動産（以下この条において「対象不動産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加することにより対象不動産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象不動産変更型契約」という。）以外のものであり、かつ、当該不動産特定共同事業契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

2 法第百五十一条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約が対象不動産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該不動産特定共同事業契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

3 法第百五十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(資産の取得の制限)

第四十四条 法第百五十一条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 合資会社の出資の持分（定款において業務執行権を有することとされている有限責任社員に係るものに限る。）

(新設)

二 外国の法令に準拠して設定された法第百五十一条第一項第一号から第三号までに掲げる

権利に相当する権利

四 外国の法令に準拠して設立された法人の出資の持分であつて、第一号又は第二号に掲げる出資の持分に相当するもの

(株式等に係る議決権の取得等の制限)

第九十八条 法第二百二十二条第二項(法第二百二十四条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分に係る議決権(法第二百二十二条第二項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

(余裕金の運用の方法)

第九十九条 法第二百十四条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、金銭信託(元本の損失の補てん契約があるものに限る。)とする。

(業務に関する帳簿及び資料の作成)

第一百条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第二百十五条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一・四 (略)

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第一百一条 法第二百十六条に規定する事業報告書は、別紙様式第十三号により作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、貸借対照表、損益計算書、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(公告の方法)

第一百二条 法第二百十一条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

(資産の取得の制限の例外等)

第一百三条 第九十六条第一項の規定は法第二百二十四条において準用する法第二百十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものについて、第九十六条第二項の規定は法第二百二十四条において準用する法第二百二十二条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものにつ

権利に相当する権利

三 外国の法令に準拠して設立された法人の出資の持分であつて、第一号に掲げる出資の持分に相当するもの

(株式等に係る議決権の取得等の制限)

第四十五条 法第五百十一条第二項(法第六十三条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分に係る議決権(法第五百十一条第二項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

(余裕金の運用の方法)

第四十六条 法第五百十三条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、金銭信託(元本の損失の補てん契約があるものに限る。)とする。

(業務に関する帳簿及び資料の作成)

第四十七条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第五百十四条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一・四 (略)

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第四十八条 法第五百十五条に規定する事業報告書は、別紙様式第十一号により作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(公告の方法)

第四十九条 法第六十条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

(資産の取得の制限の例外等)

第五十条 第四十三条第一項の規定は法第六十三条において準用する法第五百十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものについて、第四十三条第二項の規定は法第六十三条において準用する法第五百十一条第二号に規定する内閣府令で定めるものにつ

いて、第百一条第三項の規定は法第二百二十四条において準用する法第二百二十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第九十六条第一項及び第二項中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第二百二十四条において準用する法第二百二十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第九十七条各号に掲げるもの

二 四 (略)

(特定目的信託契約締結の届出)

第百四条 法第二百二十五条第一項の規定による届出を行おうとする信託会社等は、別紙様式第十四号により作成した届出書(第百六条において「特定目的信託契約届出書」という。)(に、その副本一通及び法第二百二十五条第二項各号に掲げる書類一部(資産信託流動化計画については、二部)を添付して、金融庁長官等(信託会社にあつては金融庁長官、信託業務を営む銀行その他の金融機関にあつては本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

第百五条 法第二百二十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

2 受託信託会社等は、法第二百二十五条第二項第一号及び第三号並びに前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本を金融庁長官等に提出しなければならない。

第百六条 (略)

(特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項)

第百七条 法第二百二十六条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(特定資産に関する事項)

、第四十三条第三項の規定は法第六十三条において準用する法第五十一条第三号に規定する内閣府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項第一号口及び第二号並びに第二項第一号口及び第二号中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第六十三条において準用する法第五十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四十四条各号に掲げるもの

二 四 (略)

(特定目的信託契約締結の届出)

第五十一条 法第六十四条第一項の規定による届出を行おうとする信託会社等は、別紙様式第十二号により作成した届出書(第五十三条において「特定目的信託契約届出書」という。)(に、その副本一通及び法第六十四条第二項各号に掲げる書類一部(資産信託流動化計画については、二部)を添付して、金融庁長官等(信託会社にあつては金融庁長官、信託業務を営む銀行その他の金融機関にあつては本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(特定目的信託契約届出書に添付すべき書類)

第五十二条 法第六十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

2 受託信託会社等は、法第六十四条第二項第一号及び第三号並びに前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本を金融庁長官等に提出しなければならない。

第五十三条 (略)

(特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項)

第五十四条 法第六十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(特定資産に関する事項)

第百八条 法第二百二十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(受益権に関する事項)

第百九条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イ〇八 (略)

二 法第二百三十条第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(この条及び第百十七条において「社債的受益権」という。)を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2 法第二百二十六条第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項及び前項第二号イからハまでに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項並びに前項各号及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第百十条 法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項)

第百十一条 法第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が費用(法第二百四十七条、第二百四十八条(法第二百五十三号において準用する場合を含む。)、第二百五十八号(法第二百六十条第五号において準用する場合であつて、あらかじめ次号に掲げる事項の記

第百五十五条 法第百六十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(受益権に関する事項)

第百六条 法第百六十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イ〇八 (略)

二 法第百六十九条第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この条及び第六十四条において「社債的受益権」という。)を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第三十条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2 法第百六十五条第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 法第百六十五条第一項第三号ロに掲げる事項及び前項第二号イからハまでに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 法第百六十五条第一項第三号ロに掲げる事項並びに前項各号及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第百七条 法第百六十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項)

第百八条 法第百六十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が費用(法第百八十六条、第百八十七条(法第百九十二条において準用する場合を含む。)、第百九十七条(法第百九十九条第五号において準用する場合であつて、あらかじめ次号に掲げる事項の記載がある

載がある場合を含む。)及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。)の負担(債務の負担を含む。)を予定する場合は、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三 受託信託会社等が法第二百六十条第五項において準用する法第二百五十八条の規定により特定信託管理者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額について信託財産に関して負担する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

四〜六 (略)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第百二十二条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書の作成期日

五 法第二百六十六条の規定により利益を特定資産とすること(以下「利益の特定資産組入れ」という。)を予定する場合は、その旨及び利益の特定資産組入れに関する事項

六 (略)

七 第百九条第一項第一号及び同項第二号イからハまでに掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第二百二十七条第一項の規定による届出を含む。)は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 (略)

九 法第二百二十九条第六号に規定する公告方法を電子公告(信託会社等(会社に限る。))

にあつては会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいい、信託会社等(会社を除く。)にあつては法第二百八十八条第一項第三号に掲げる電子公告をいう。以下この号において同じ。)としようとするときは、公告アドレス(公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち、電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力することのみによつて当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。以下同じ。)

場合を含む。)及び第二百十條第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。)の負担(債務の負担を含む。)を予定する場合は、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三 受託信託会社等が法第九十九条第五項において準用する法第九十七条の規定により特定信託管理者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額について信託財産に関して負担する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

四〜六 (略)

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第五十九条 法第六十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 法第二百三条第一項各号の書類及びその附属明細書の作成期日

五 法第二百五条の規定により利益を特定資産とすること(以下「利益の特定資産組入れ」という。)を予定する場合は、その旨及び利益の特定資産組入れに関する事項

六 (略)

七 第五十六条第一項第一号及び同項第二号イからハまでに掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第六十六条第一項の規定による届出を含む。)は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 (略)

(新設)

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第百十三条 受託信託会社等は、法第百二十七条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書（次項において「変更届出書」という。）に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部（変更後の資産信託流動化計画については、二部）を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第百十四条 法第百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 受託信託会社等が権利者集会に提案してその承諾を受けた場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 特定目的信託契約において受益権を元本持分を有しない種類の受益権に分割している場合は、法第百七十二条第一項の規定による承諾の決議を行った種類権利者集会の議事録の謄本

二 (略)

三 法第百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因となる決議を行った権利者集会（法第百五十一条第一項に規定する種類権利者集会を含む。）の議事録の謄本又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

ハ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従って、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

ニ 当該変更の内容が第百二十三条第一項第四号に該当する場合は、当該変更の理由を記載した書面

四 法第百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかである変更である場合 次に掲げる書類及び法第百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 第百二十三条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があったことを証す

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第六十条 受託信託会社等は、法第百六十六条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十三号により作成した届出書（次項において「変更届出書」という。）に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部（変更後の資産信託流動化計画については、二部）を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第六十一条 法第百六十六条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 受託信託会社等が権利者集会に提案してその承諾を受けた場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 特定目的信託契約において受益権を元本持分を有しない種類の受益権に分割している場合は、法第百二十一条第一項の規定による承諾の決議を行った種類権利者集会の議事録の謄本

二 (略)

三 法第百八条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第百九条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第七十条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第七十条第一項第二号に該当する場合は、当該変更の原因となる決議を行った権利者集会（法第百九十条第一項に規定する種類権利者集会を含む。）の議事録の謄本又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

ハ 当該変更の内容が第七十条第一項第三号に該当する場合は、資産信託流動化計画に従って、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

(新設)

四 法第百八条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかである変更である場合 次に掲げる書類及び法第百九条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 第七十条第二項第一号に掲げる場合は、同号に規定する承諾があったことを証する書

る書面

ロ 第二百二十三条第二項第二号に掲げる場合は、同号に規定する同意があったことを証する書面

ハ 第二百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第百十五條 法第二百二十八条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百七十九条第三項において準用する法第二百七十五条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約)

第百十六條 法第二百二十九条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一五 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十七條 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載することとする。ただし、第四号から第二十一号に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。

一 一三 (略)

四 原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する第九十條各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項

五 八 (略)

九 特定資産が法第二百三十条第二号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十 社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定める旨及び令第五十二條各号に掲げる条件

十一 一三 (略)

十四 権利者名簿管理人(法第二百三十五条第三項に規定する権利者名簿管理人をいう。)又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五 一三 (略)

面

ロ 第七十条第二項第二号に掲げる場合は、同号に規定する同意があったことを証する書面

ハ 第七十条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第六十二條 法第六十七條の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十四号により作成した届出書に、法第二百十八條第三項において準用する法第二百十四條第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約)

第六十三條 法第六十八條第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一五 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第六十四條 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載することとする。ただし、第四号から第二十一号に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。

一 一三 (略)

四 原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する第三十七條各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項

五 八 (略)

九 特定資産が法第六十九條第一号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十 社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定める旨及び令第三十條各号に掲げる条件

十一 一三 (略)

十四 名義書換代理人又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五 一三 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第百十八条 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

- 一 資産信託流動化計画に第百十一条第一号ロに掲げる事項が記載されていること。
- 二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時的な資金不足に対応するもの(令第五十二条第一号の配当又は同条第四号の償還のためのものを除く。)であること。

三 (略)

(金銭の運用方法)

第百十九条 法第二百三十二条第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 一三 (略)

(受益証券の記載事項)

第百二十条 法第二百三十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一 二 (略)

第百二十一条 (略)

(計算書類等の提出)

第百二十二条 受託信託会社等は、法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書を第百十二条第四号の作成期日から三箇月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約の変更)

第百二十三条 法第二百六十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一 一三 (略)

四 公告方法を電子公告とした場合における公告アドレスの変更

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一三 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第六十五条 法第七十条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

- 一 資産信託流動化計画に第五十八条第一号ロに掲げる事項が記載されていること。
- 二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時的な資金不足に対応するもの(令第三十条第一号の配当又は同条第四号の償還のためのものを除く。)であること。

三 (略)

(金銭の運用方法)

第六十六条 法第七十一条第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 一三 (略)

(受益証券の記載事項)

第六十七条 法第七十三条第五項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一 二 (略)

第六十八条 (略)

(計算書類等の提出)

第六十九条 受託信託会社等は、法第二百三十三条第一項各号の書類及びその附属明細書を第五十九条第四号の作成期日から三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約の変更)

第七十条 法第二百八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一 一三 (略)

(新設)

2 法第二百八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一三 (略)

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第百二十四条 法第百六十九條第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第百八条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。)とする。

2 法第百六十九條第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百二十六條第一項第三号に掲げる事項並びに第百九條第一項第二号イからハまで、第百十條第一号から第三号まで、第百十一條第一号イ及びビロ、同條第二号イ及びビロ並びに同條第三号イ及びビロに掲げる事項とする。

(特定目的信託契約の変更をした場合の公告の方法)

第百二十五条 法第百七十條の受託信託会社等が第百二十三條第一項第四号の変更を行ったときの公告は、次に掲げる方法によるものとする。

一 変更前の公告アドレスで行う方法

二 変更前の公告アドレスにおいて、変更後の公告アドレスを表示し、変更後の公告アドレスで行う方法

(信託業務を営む協同組織金融機関に係る法第百二十四條第三項等の適用)

第百二十六条 法第百七十五條第一項に規定する前受託信託会社等が信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二條第三号から第十五号までに掲げる金融機関に限る。次項において「兼営金融機関」という。)である場合における法第百七十五條第三項の規定の適用については、同項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」とする。

2 受託信託会社等が兼営金融機関である場合における法第百七十九條第三項において準用する法第百七十五條第三項の規定及び法第百八十三條第一項の規定の適用については、これらの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、法第百八十三條第一項中「支店」とあるのは「主たる事務所以外の事務所」とする。

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第百二十七条 法第百八十六條第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(電磁的記録)

第百二十八条 法第四條第四項(法第九條第四項及び第十一條第五項において準用する場合を

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第七十一条 法第百八条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十五條第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。)とする。

2 法第百八条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五條第一項第三号に掲げる事項並びに第五十六條第一項第二号イからハまで、第五十七條第一号から第三号まで、第五十八條第一号イ及びビロ、同條第二号イ及びビロ並びに同條第三号イ及びビロに掲げる事項とする。

(新設)

(信託業務を営む協同組織金融機関に係る法第百二十四條第三項等の適用)

第七十二条 法第百二十四條第一項に規定する前受託信託会社等が信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二條第三号から第十五号までに掲げる金融機関に限る。次項において「兼営金融機関」という。)である場合における法第百二十四條第三項の規定の適用については、同項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」とする。

2 受託信託会社等が兼営金融機関である場合における法第百十八條第三項において準用する法第百二十四條第三項の規定及び法第百二十二條第一項の規定の適用については、これらの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、法第百二十二條第一項中「支店」とあるのは「主たる事務所以外の事務所」とする。

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第七十三条 法第百二十五條第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(新設)

含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的方法)

第二百二十九条 法第四十条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電子署名)

第三百十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第十六条第五項
 - 二 法第二十八条第三項において準用する会社法第二百二十二条第三項
 - 三 法第三十二条第六項において準用する会社法第四百九条第三項
 - 四 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十二条第三項
 - 五 法第二百二十五条において準用する会社法第六百九十五条第三項
- 2] 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録(法第四条第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(新設)

(新設)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十一条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項第三号
- 二 法第二十八条第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号
- 三 法第四十三条第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号
- 四 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号
- 五 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第五項
- 六 法第六十五条第三項において準用する会社法第三百十八条第四項第二号
- 七 法第六十三条第三項第二号
- 八 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十四条第二項第二号
- 九 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第二項第三号
- 十 法第九十一条第二項第二号
- 十一 法第一百条第二項において準用する会社法第四百三十三条第一項第二号
- 十二 法第一百五十五条第四項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号
- 十三 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号
- 十四 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号
- 十五 法第二百七十七条第三項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号

(電磁的記録の備置さに関する特則)

第三百三十二条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の本店又は支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

- 一 法第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第四項
- 二 法第六十五条第三項において準用する会社法第三百十八条第三項
- 三 法第一百五十五条第二項

(検査役が提供する電磁的記録)

第三百三十三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク(電磁的記録に限る。)及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

- 一 法第十八条第二項において準用する会社法第三十三条第四項

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第四項
- 三 法第五十八条第二項において準用する会社法第三百六条第五項
- 四 法第八十一条第二項において準用する会社法第三百五十八条第五項

〔検査役による電磁的記録に記録された事項の提供〕

第百三十四条 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

- 一 法第十八条第二項において準用する会社法第三十三条第六項
- 二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第六項
- 三 法第五十八条第二項において準用する会社法第三百六条第七項
- 四 法第八十一条第二項において準用する会社法第三百五十八条第七項

〔資産流動化法施行令に係る電磁的方法〕

第百三十五条 令第十一条第一項、第十八条第一項及び第四十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - (1) 送信者に係る電子計算機と受信者に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

〔貸借対照表等の事項の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項〕

第百三十六条 法第二十二條第二項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百四條第七項に規定する措置をするために使用する自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第六十六條において同じ。）のうち当該措置をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者が

（新設）

（新設）

（新設）

その使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

第百三十七条 (略)

(標準処理期間)

第百三十八条 財務局長又は福岡財務支局長は、法、令及びこの府令の規定による承認又は確認に関する申請がその事務所に到達してから二箇月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 (略)

附則

(経過措置)

第二条 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社(以下「旧特定目的会社」という。)に関する事項については、この府令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則の規定は、なお効力を有する。この場合において、同規則(三十条及び第三十二条第二号を除く。)中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、第三十条中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、「企業内容等の開示に関する総理府令」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令」と、第三十二条第二号中「企業内容等の開示に関する総理府令」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の日前に到来した決算期に係る貸借対照表又は損益計算書に記載又は記録がされた情報につきこの府令の施行の日前に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号。以下「会社法整備法」という。)による改正前の資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。)第十九条第五項の規定による措置をとる場合又は旧資産流動化法第九十九条第四項の規定による公告(旧電子公告(旧資産流動化法第十八条第六項において準用する会社法整備法による改正前の商法第六十六条第六項のと措置をとることをいう。))によるものに限る。)をする場合における貸借対照表又は損益計算書については、この府令の規定にかかわらず、この

第七十四条 (略)

(標準処理期間)

第七十五条 財務局長又は福岡財務支局長は、法、令及びこの府令の規定による承認又は確認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 (略)

附則

(経過措置)

第二条 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社(以下「旧特定目的会社」という。)に関する事項については、この府令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則の規定は、なお効力を有する。この場合において、同規則(三十条及び第三十二条第二号を除く。)中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、第三十条中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、「企業内容等の開示に関する総理府令」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令」と、第三十二条第二号中「企業内容等の開示に関する総理府令」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令」とする。

附則

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

府令による改正前の資産の流動化に関する法律施行規則（以下「旧資産流動化法施行規則」という。）の定めるところによる。

2| 会社法整備法による改正後の資産の流動化に関する法律第百四条第五項又は第六項の規定による公告（同条第七項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、これらの規定に規定する貸借対照表又は損益計算書がこの府令の施行の日前に到来した決算期に係るものであるときは、当該公告において明らかにしなければならない事項は、この府令の規定にかかわらず、旧資産流動化法施行規則の定めるところによる。

改正案	現行																																				
<p>別紙様式第1号（第4条・第32条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">業 務 開 始 届 出 書 新 計 画 届 出 書</p> <p>資産の流動化に関する法律〔第4条第1項〕 第11条第1項の規定により、資産の流動化に係る 業務の〔開始〕 新計画の届出を提出します。</p> <p>この届出書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">受 理 番 号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">財務（支）局長（ ）第 号（ 年 月 日）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1. 届出の区分</td> <td style="text-align: center;">業 務 開 始 届</td> <td style="text-align: center;">新 規 計 画 届</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2. 商 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 代表者の氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	受 理 番 号	財務（支）局長（ ）第 号（ 年 月 日）		1. 届出の区分	業 務 開 始 届	新 規 計 画 届	(ふりがな)			2. 商 号			(ふりがな)			3. 代表者の氏名			<p>別紙様式第1号（第4条・第29条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">業 務 開 始 届 出 書 新 計 画 届 出 書</p> <p>資産の流動化に関する法律〔第3条第1項〕 第11条第1項の規定により、資産の流動化に係る 業務の〔開始〕 新計画の届出を提出します。</p> <p>この届出書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">受 理 番 号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">財務（支）局長（ ）第 号（ 年 月 日）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1. 届出の区分</td> <td style="text-align: center;">業 務 開 始 届</td> <td style="text-align: center;">新 規 計 画 届</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2. 商 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 代表者の氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	受 理 番 号	財務（支）局長（ ）第 号（ 年 月 日）		1. 届出の区分	業 務 開 始 届	新 規 計 画 届	(ふりがな)			2. 商 号			(ふりがな)			3. 代表者の氏名		
受 理 番 号	財務（支）局長（ ）第 号（ 年 月 日）																																				
1. 届出の区分	業 務 開 始 届	新 規 計 画 届																																			
(ふりがな)																																					
2. 商 号																																					
(ふりがな)																																					
3. 代表者の氏名																																					
受 理 番 号	財務（支）局長（ ）第 号（ 年 月 日）																																				
1. 届出の区分	業 務 開 始 届	新 規 計 画 届																																			
(ふりがな)																																					
2. 商 号																																					
(ふりがな)																																					
3. 代表者の氏名																																					

4. 営業所			
営業所の名称		所在地等	
		(郵便番号) 電話番号 () -	
5. 取締役及び 監査役			
(ふりがな)			
氏名	役職名	住所	
6. 会計参与設置会社	<input type="checkbox"/>		
7. 会計参与			
(ふりがな)			
氏名又は名称		住所	
8. 使用人			
(ふりがな)			
氏名	職名	住所	

4. 営業所			
営業所の名称		所在地等	
		(郵便番号) 電話番号 () -	
5. 役員			
(ふりがな)			
氏名	役職名	住所	
6. 使用人			
(ふりがな)			
氏名	職名	住所	
7. 資産流動化計画についてすべての特定社員の承認があった日		平成 年 月 日	

<u>資産流動化計画についてすべての特定社員の承認があった日</u>	平成 年 月 日
------------------------------------	----------

(記載上の注意)

1. ～5. (略)
6. 「使用人」とは、資産の流動化に関する法律施行令第2条に規定する使用人をいう。
7. 「会計参与設置会社」は、会計参与設置会社である場合に、□に✓印を付けること。
8. 営業所、取締役及び監査役、会計参与並びに使用人について記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

(略)

(第4面)

9. 取締役及び監査役の兼業状況

(ふりがな) 取締役及び監査役 の氏名	常務に従事している 他の法人の商号若し くは名称	当該他の法人で従事している 業務又は営んでいる事業の種類

(記載上の注意)

(略)

(記載上の注意)

1. ～5. (略)
6. 「役員」とは、取締役及び監査役をいう。
7. 「使用人」とは、資産の流動化に関する法律施行令第2条に規定する使用人をいう。
8. 営業所、役員及び使用人について記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

(略)

(第4面)

9. 役員の兼業状況

(ふりがな) 取締役及び監査役 の氏名	常務に従事している 他の法人の商号若し くは名称	当該他の法人で従事している 業務又は営んでいる事業の種類

(記載上の注意)

(略)

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第9条第3号・<u>第27条第1項第3号</u>関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、資産の流動化に関する法律第<u>70条第1項第2号</u>及び<u>第3号</u>に該当しないことを誓約します。</p> <p>（記載上の注意） 署名及び押印は、<u>取締役、監査役</u>又は重要使用人本人が行うこと。</p>	<p>別紙様式第2号（第9条第3号・<u>第24条第1項第3号</u>関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、資産の流動化に関する法律第<u>66条第1号</u>及び<u>第2号</u>に該当しないことを誓約します。</p> <p>（記載上の注意） 署名及び押印は、<u>役員</u>又は重要使用人本人が行うこと。</p>

改正案			
別紙様式第3号（第9条第4号・第27条第1項第3号関係） （日本工業規格A4）			
役員等の履歴書			
氏名 <small>（ふりがな）</small>			
現住所	（郵便番号） 電話番号（ ） -		
役職名		生年月日	年 月 日生（満 歳）
職歴及び兼職状況	期 間	内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰 等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日		氏名 ㊟	

現行			
別紙様式第3号（第9条第4号・第24条第1項第3号関係） （日本工業規格A4）			
役員等の履歴書			
氏名 <small>（ふりがな）</small>			
現住所	（郵便番号） 電話番号（ ） -		
役職名		生年月日	年 月 日生（満 歳）
職歴及び兼職状況	期 間	内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰 等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日		氏名 ㊟	

(記載上の注意)

1. 「役員等」とは、資産の流動化に関する法律第68条に規定する役員（法人である会計参与を除く。以下4.において同じ。）及び資産の流動化に関する法律施行令第2条で規定する使用人をいう。
2. (略)
3. 「賞罰等」は、役員（会計参与を除く。）又は重要使用人については、資産の流動化に関する法律第70条第1項第4号及び第5号に係るものはすべて記載し、行政処分については、同条同項第6号に係るもののみを記載すること。また、会計参与については、資産の流動化に関する法律第71条第2項において読み替えて準用する会社法第333条第3項第2号及び第3号に係るものはすべて記載すること。
4. (略)

(記載上の注意)

1. 「役員等」とは、資産の流動化に関する法律第3条第2項第3号に規定する役員及び資産の流動化に関する法律施行令第2条で規定する使用人をいう。
2. (略)
3. 「賞罰」は、資産の流動化に関する法律第66条第3号及び第4号に係るものはすべて記載し、行政処分については、同条第5号に係るもののみを記載すること。
4. (略)

改正案		現行
別紙様式第4号（第9条第4号・第27条第1項第4号関係） （日本工業規格A4） <u>沿 革</u>		<u>（新設）</u>
(ふりがな) 名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
所 在 地	(郵便番号) 電話番号 () -	
設 立 年 月 日		
設 立 の 経 緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
賞 罰 等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

代表者の氏名

印

(記載上の注意)

1. 「住所」は主たる事務所の所在地を記載すること。

2. 「賞罰等」は、資産の流動化に関する法律第71条第2項において読み替えて準用する会社法第333条第3項第2号及び第3号に係るものはすべて記載すること。

改正案	現行
<p><u>別紙様式第5号</u>（第9条第5号・第27条第1項第3号関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、資産の流動化に関する法律第70条第1項第4号から第10号までに該当しない者であることを誓約します。</p> <p>（記載上の注意） 署名及び押印は、<u>取締役、監査役</u>及び重要使用人本人が行うこと。</p>	<p><u>別紙様式第4号</u>（第9条第5号・第24条第1項第3号関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、資産の流動化に関する法律第66条第3号から第9号までに該当しない者であることを誓約します。</p> <p>（記載上の注意） 署名及び押印は、<u>役員</u>及び重要使用人本人が行うこと。</p>

改正案	現行
<p><u>別紙様式6号（第9条第7号・第27条第1項第4号関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 名 称 氏 名 ④ <u>（法人にあつては、代表者の氏名）</u></p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>〔 私 〕 <u>当法人</u> は、資産の流動化に関する法律第71条第2項において読み替えて準用する会社法第333条第3項各号に該当しないことを誓約します。</p> <p><u>（記載上の注意）</u> <u>会計参与が公認会計士又は税理士の場合、署名及び押印は、本人が行うこと。</u></p>	<p>（新設）</p>

改正案				現行			
別紙様式第7号（第9条第8号・第27条第1項第5号関係） (日本工業規格A4)				別紙様式第5号（第9条第6号・第24条第1項第4号関係） (日本工業規格A4)			
1. 特定社員の名簿 (記載上の注意) (略)				1. 特定社員の名簿 (記載上の注意) (略)			
2. 親会社の株主の名簿				2. 親会社の株主又は社員の名簿			
(ふりがな) 商 号				(ふりがな) 商 号			
代表者の氏名				代表者の氏名			
住 所				住 所			
(A) 総株主の議決権の数	個			(A) 総株主又は総社員の議決権 の数	個		
氏 名 又 は 名 称	(B) 保有する議決権の数	割合 (B/A)		氏 名 又 は 名 称	(B) 保有する議決権の数	割合 (B/A)	
	個	%			個	%	
(記載上の注意) 1. 「議決権」とは、 <u>第98条</u> に規定する議決権をいう。 2. ・3. (略)				(記載上の注意) 1. 「議決権」とは、 <u>第45条</u> に規定する議決権をいう。 2. ・3. (略)			

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令百二十八号）

改正案	現行
<p><u>別紙様式第8号（第23条第1項関係）</u></p> <p>（略）</p> <p>（日本工業規格A4）</p>	<p><u>別紙様式第6号（第21条第1項関係）</u></p> <p>（略）</p> <p>（日本工業規格A4）</p>

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令百二十八号）

改正案	現行
<p><u>別紙様式第9号（第27条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>	<p><u>別紙様式第7号（第24条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p><u>別紙様式第10号</u>（第29条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">資 産 流 動 化 計 画 変 更 届 出 書</p> <p>下記事項について変更しましたので、資産の流動化に関する法律第9条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 「変更事項の区分」には、当該変更が<u>法第151条第3項各号</u>のいずれに該当するかを記載すること。</p> <p>4. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>	<p><u>別紙様式第8号</u>（第26条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">資 産 流 動 化 計 画 変 更 届 出 書</p> <p>下記事項について変更しましたので、資産の流動化に関する法律第9条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 「変更事項の区分」には、当該変更が<u>法第118条の2第3項各号</u>のいずれに該当するかを記載すること。</p> <p>4. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令百二十八号）

改正案	現行
<p><u>別紙様式第11号（第31条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>	<p><u>別紙様式第9号（第28条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行																																																								
<p><u>別紙様式第13号（第101条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p style="text-align: center;">第 期 事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 役員及び使用人の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">役 員</th> <th rowspan="2">使 用 人</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>常 勤</th> <th>非 常 勤</th> <th>小 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 「役員及び使用人の状況」の各欄は、役員及び使用人の数を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>5. 営業所の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 在 地</th> <th>設置年月日</th> <th>役員及び使用人</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主たる営業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 店</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（略）</p>	役 員			使 用 人	合 計	常 勤	非 常 勤	小 計	名	名	名	名	名	区 分	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考	主たる営業所					計 店			計		<p><u>別紙様式第11号（第48条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p style="text-align: center;">第 期 事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 役員及び使用人の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">役 員</th> <th rowspan="2">使 用 人</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>常 勤</th> <th>非 常 勤</th> <th>小 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 4. （略） （新設）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>5. 営業所の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 在 地</th> <th>設置年月日</th> <th>役員及び使用人</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主たる営業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 店</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計 名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（略）</p>	役 員			使 用 人	合 計	常 勤	非 常 勤	小 計	名	名	名	名	名	区 分	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考	主たる営業所					計 店			計 名	
役 員			使 用 人			合 計																																																			
常 勤	非 常 勤	小 計																																																							
名	名	名	名	名																																																					
区 分	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考																																																					
主たる営業所																																																									
計 店			計																																																						
役 員			使 用 人	合 計																																																					
常 勤	非 常 勤	小 計																																																							
名	名	名	名	名																																																					
区 分	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考																																																					
主たる営業所																																																									
計 店			計 名																																																						

改正案	現行
<p><u>別紙様式第14号（第104条関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">特定目的信託契約届出書</p> <p>資産の流動化に関する法律第225条の規定により、特定目的信託契約締結の届出を提出します。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>	<p><u>別紙様式第12号（第51条関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">特定目的信託契約届出書</p> <p>資産の流動化に関する法律第164条の規定により、特定目的信託契約締結の届出を提出します。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p><u>別紙様式第15号（第113条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">資産信託流動化計画変更届出書</p> <p>下記事項について変更しましたので、資産の流動化に関する法律第227条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 「変更事項の区分」には、当該変更が法第269条第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。</p> <p>4. （略）</p>	<p><u>別紙様式第13号（第60条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">資産信託流動化計画変更届出書</p> <p>下記事項について変更しましたので、資産の流動化に関する法律第166条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 「変更事項の区分」には、当該変更が法第208条第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。</p> <p>4. （略）</p>

改正案	現行
<p><u>別紙様式第16号</u>（第115条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">特定目的信託終了届出書</p> <p>資産信託流動化計画に従って特定目的信託に係る債務の履行を完了したので、資産の流動化に関する法律<u>第228条</u>の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 「債務履行完了の態様」は、<u>法第228条</u>に規定する資産信託流動化計画に係る債務の履行の完了の具体的態様（受益証券に係る債務の履行の完了等）を記載すること。 	<p><u>別紙様式第14号</u>（第62条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">特定目的信託終了届出書</p> <p>資産信託流動化計画に従って特定目的信託に係る債務の履行を完了したので、資産の流動化に関する法律<u>第167条</u>の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 「債務履行完了の態様」は、<u>法第167条</u>に規定する資産信託流動化計画に係る債務の履行の完了の具体的態様（受益証券に係る債務の履行の完了等）を記載すること。